

## 技術アドバイザー制度運営要項

### 1. 目的

一般社団法人日本ダイカスト協会（以下、協会という。）会員企業に対して、技術アドバイスをを行い、業界の技術・技能レベルの向上を目指すことを目的とする。

### 2. 対象

協会会員の企業及びその従業員を対象とする。

### 3. 活動内容

企業の依頼に応じて製品・金型設計、鑄造条件、設備管理、不良対策、後処理、後加工などの各種技術・技能に関して出張による現場でのアドバイスをを行う。

### 4. 体制（図1）

- 1) 「技術アドバイザー」は、協会技術委員会の下に会員企業のOBから協会会長が委嘱し、依頼先に出向いて現場での技術・技能のアドバイスを実施する。
- 2) 技術アドバイザーは、担当する専門分野を協会へ申請し、登録する。申請・登録用紙は、別紙1を使用する。
- 3) 申請・登録書に基づいて協会会長の委嘱状（別紙2）をアドバイザーに送付する。
- 4) 契約期間は、1年間とする。ただし、協会又は技術アドバイザーが委嘱の解除を申し出ない限り1年間更新し、それ以降も同様とする。

### 5. 運用（図2）

- 1) 依頼する企業は、アドバイスを受ける技術内容を協会に書面（別紙3）で連絡し、協会は内容に応じて技術アドバイザーを選任して依頼企業に紹介する。
- 2) 依頼する企業は、協会が定める謝金、並びに協会の旅費規程に基づく、鉄道運賃及び特別料金、航空運賃及び料金、交通費（自動車その他の交通費）、宿泊費を技術アドバイザーに支払う。
- 3) 依頼企業に出向くに際して、技術アドバイザーは協会所定の出張申請書（別紙4）を提出する。また、依頼企業に出向くに際して、協会は技術アドバイザーの障害保険の加入手続きをとり、その費用を負担する。
- 4) 依頼者及びアドバイザーは、アドバイス実施結果（別紙5、別紙6）を協会にそれぞれ提出し、協会はそれを保管する。
- 5) 協会事務局は、実施状況を技術委員会に報告する。

### 6. 責任

技術アドバイスの結果によって生じた損害の責任は、協会及び技術アドバイザーは共に負わないものとする。

### 7. 守秘義務

技術アドバイザー及び協会は、依頼企業の技術アドバイスにおいて知り得た情報を、依頼企業の了解なしに第三者に開示してはならない。

### 附則

1. この要領は、平成19年4月1日から施行する。
2. 平成24年4月1日改訂。

図1 技術アドバイスの体制

